

飯田市不妊・不育症治療費助成事業

助成の対象となる方

次のいずれにも該当する方 ※年齢制限はありません。

- ◆ 夫婦(事実婚の状態にある男女を含む、以下同じ)の双方、またはどちらかが助成金の交付申請をする日の1年以上前から飯田市に住んでいること
- ◆ 夫婦に市民税等の滞納がないこと

助成の対象となる検査・治療

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 不妊検査・一般不妊治療 | 不妊検査、タイミング法、人工授精 |
| ② 特定不妊治療 | 体外受精、顕微授精、男性不妊手術 |
| ③ 不育症治療 | 不育症の診断に係る検査、不育症治療 |

助成の金額と回数

- ① 不妊検査・一般不妊治療
 - 助成額は、自己負担額(上限10万円)
 - タイミング法は回数制限なし。人工授精は3回分
 - 1回の妊娠につき、1回まで
 - 検査分と治療分はまとめて申請
- ② 特定不妊治療
 - 助成額は、1回につき自己負担額の半額(上限10万円)
 - 1年度(4月～3月)に2回まで
- ③ 不育症治療
 - 助成額は、1回につき自己負担額の半額(上限5万円)
 - 1年度(4月～3月)に2回まで

※「自己負担額」は、医療機関へ支払った金額から、飯田市以外の団体からの助成金や、保険適用による高額療養費・付加給付金の支給額を除いた金額です。

申請期限

申請に係る1回の治療の区切り(治療終了日)から1年以内

～ 裏面もあります ～



申請に必要なもの

- ☐ 助成金申請書 (検査・一般不妊治療用、特定不妊治療用、不育症治療用)
- ☐ 主治医証明書 (同 上)
- ☐ 領収書・診療明細書 (原本を持参ください。確認後、返却します。)
- ☐ 夫婦の住民票 (続柄が記載されているもの。発行日から3か月以内のもの)
- ☐ 夫婦の市税完納証明書 (夫婦各1通。発行日から3か月以内のもの。飯田市民のみ)

その他、以下に該当する場合は、次の書類も必要です。

【飯田市以外の団体(長野県など)から助成を受けている場合】

- ☐ 助成金額がわかる書類

【高額療養費・付加給付金の支給を受けている場合】

- ☐ 給付金額がわかる書類 (給付は受診月から3か月程度かかります。)

【夫婦の住所が異なる場合】

- ☐ 戸籍謄本

【事実婚の夫婦である場合】

- ☐ 戸籍抄本 (夫婦各1通)
- ☐ 事実婚関係に関する申立書

！必ずご確認ください！

① 申請の際に確認させていただきますので、ご加入の健康保険の情報について事前にご確認ください。

- ☐ ご加入の健康保険の名称
 - ☐ 高額療養費の限度額認定区分(自己負担限度額)
 - ☐ 付加給付制度の有無
 - ☐ マイナ保険証を提示して受診した
 - ☐ 限度額適用認定証を提示して受診した
- } この場合、月の自己負担限度額を超える支払いは免除されています。

② 長野県の助成事業については、飯田保健福祉事務所で取り扱っています。長野県から助成を受けていても飯田市の助成事業も申請できますが、その場合は、長野県の助成金申請を先にしてください。
市の助成金申請を先に行うと、県の助成が受けられない場合があります。

【申請場所・問い合わせ先】

飯田市保健センター (保健課 母子保健係) 電話 22-4511 内線 5516

(R7.4)